

阪南市地域防災計画

令和8年4月

阪 南 市

【目次】

第1編 総則

第1節 計画の目的.....	1-1
第2節 計画の概要.....	1-2
第3節 防災に関する基本方針（防災ビジョン）.....	1-3
第4節 防災関係機関の責務.....	1-6
第5節 阪南市の災害環境.....	1-20
第6節 災害の想定.....	1-23

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり.....	2-1
第1節 災害危険区域.....	2-1
第2節 水害予防対策の推進.....	2-3
第3節 土砂災害予防対策の推進.....	2-10
第4節 津波災害予防対策の推進.....	2-15
第5節 液状化予防対策の推進.....	2-20
第6節 二次災害予防対策の推進.....	2-21
第7節 警戒体制の確立.....	2-22
第8節 都市の防災化の推進.....	2-26
第9節 建築物災害予防対策の推進.....	2-34
第10節 大阪府地震防災アクションプランの推進.....	2-36
第11節 危険物等災害予防対策の推進.....	2-37
第12節 農林水産関係対策.....	2-39
第13節 ライフライン関係災害予防対策.....	2-41
第14節 海上等における石油等危険物の大量流出災害予防対策.....	2-47
第2章 災害に強い人づくり.....	2-48
第1節 自主防災組織の育成.....	2-48
第2節 地区防災計画の作成支援.....	2-50
第3節 防災知識の普及と防災調査の推進.....	2-51
第4節 避難行動要支援者支援体制の整備.....	2-59
第5節 ボランティア育成の推進及び活動環境の整備.....	2-64
第6節 企業防災の促進.....	2-65
第7節 帰宅困難者支援対策.....	2-66

第3章 災害への適切な対応.....	2-68
第1節 総合的防災体制の整備.....	2-68
第2節 災害通信施設及び情報収集伝達体制等の整備.....	2-80
第3節 火災予防対策の推進.....	2-83
第4節 避難収容体制の整備.....	2-87
第5節 災害応急対策実施のための事前対策.....	2-98
第6節 ライフライン確保体制の整備.....	2-114
第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	2-119

第3編 災害応急対策

第1章 初動対応.....	3-1
第1節 組織動員.....	3-1
第2節 災害に係る情報の収集伝達.....	3-13
第3節 避難誘導.....	3-33
第4節 警戒活動.....	3-44
第5節 津波対策.....	3-50
第6節 二次災害の防止.....	3-58
第7節 交通の安全確保.....	3-67
第2章 災害発生後の活動.....	3-68
第1節 被害情報の収集伝達.....	3-68
第2節 広域応援等の要請・受入れ.....	3-81
第3節 災害救助法の適用.....	3-94
第4節 避難所の開設・運営.....	3-96
第5節 生活救援活動.....	3-101
第6節 交通関連等活動.....	3-120
第7節 環境衛生活動.....	3-127
第8節 福祉活動.....	3-136
第9節 社会秩序の維持.....	3-138
第10節 公共施設等応急対策.....	3-139
第11節 ライフライン関係災害応急対策.....	3-142
第12節 農水畜産物災害応急対策.....	3-148

第4編 その他災害応急対策

第1節 海上における石油等危険物の大量流出災害に対する計画.....	4-1
第2節 航空機事故に対する計画.....	4-2
第3節 突発重大事故に対する計画.....	4-4
第4節 その他災害応急対策.....	4-6

第5編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定.....	5-1
第1節 民生安定計画.....	5-1
第2節 公共施設等の復旧計画.....	5-4
第3節 経済秩序安定計画.....	5-6
第2章 復旧・復興の基本方針と復興計画.....	5-12

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応..... 付 1-1

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画..... 付 2-1

資料編